

令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる

災害救助法適用地域の世帯の学生へ

(日本学生支援機構 給付奨学金家計急変採用及び緊急採用・応急採用等のお知らせ)

このたび、下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。日本学生支援機構では、災害救助法適用地域に居住する世帯の学生で、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する方について、給付奨学金【家計急変採用（学部生のみ）】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】の申請を受け付けております。給付・貸与奨学金の申請希望者は、各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海）の窓口までご連絡ください。

1 災害救助法適用地域及び適用日

適用地域：【愛媛県】今治市、西条市

災害救助法適用日：3月23日

適用地域の詳細については、下記ページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金【家計急変採用（学部生のみ）】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、奨学金の申請を受け付けます。申請をご希望の際は、各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海）窓口までご連絡ください。

3 JASSO災害支援金

上記に加え、学生等又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO災害支援金」の申請も受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認いただき、申請をご希望の際は、各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海）窓口までご連絡ください。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

※件名には【令和7年3月23日に発生した林野火災】と記載してください。

連絡の際は、学修番号、氏名、所属を必ず記載してください。

【担当】

東京都立大学学生課厚生係

日本学生支援機構奨学金担当

Mail : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp